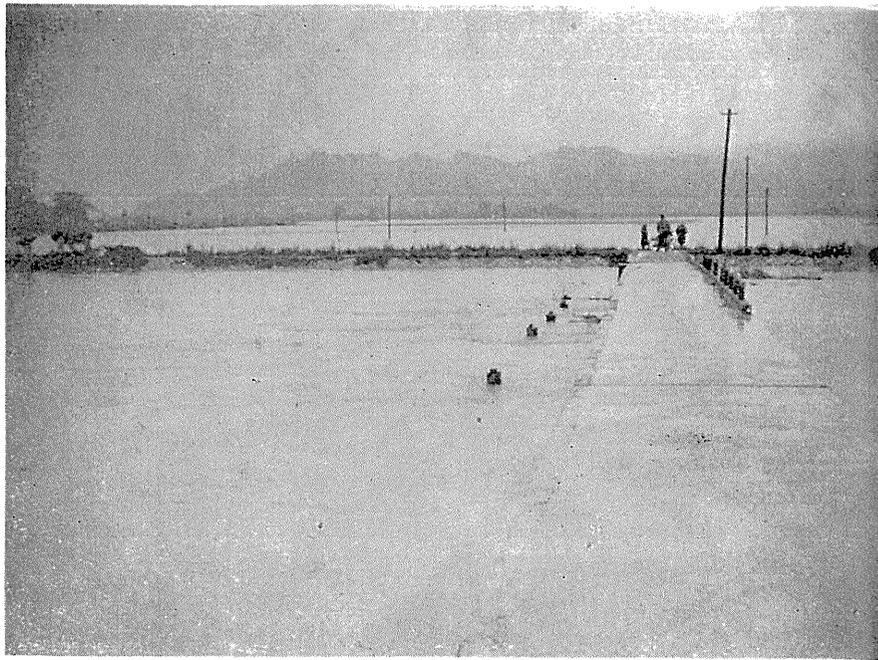


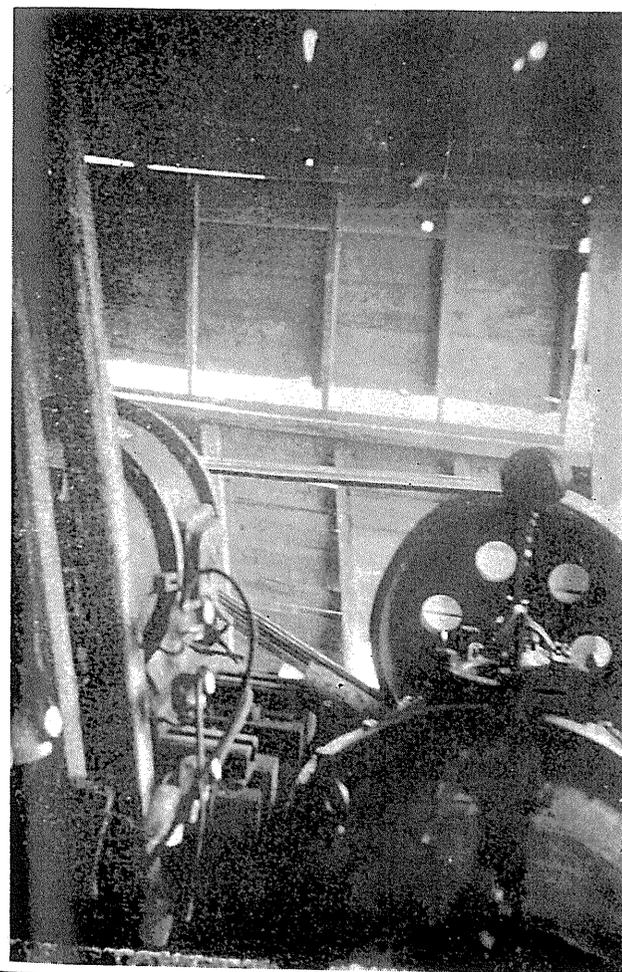
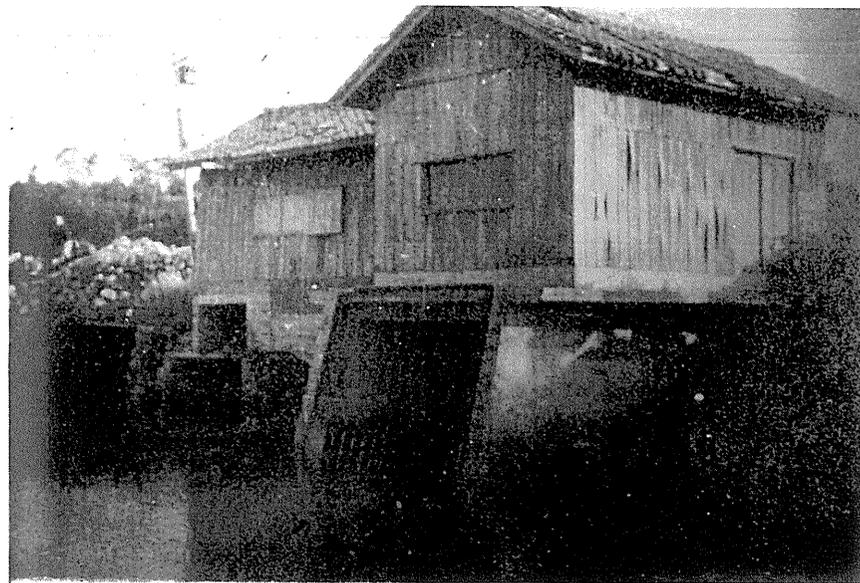
第七章 災害との戦い

水に恵まれた大津村はまた水に悩む村でもあった。史上伝えしられる白鳳、宝永の地震と津浪はもとより知る由もないが大津村北浦の円光寺略記は「永正年中、洪水のため系図書等悉皆流失せり」と永正年間の洪水を伝え、鹿児山崎氏の系譜は「…寛政八年辰年月日不詳洪水の節大津村依光ニ有之板橋門外江流来…」と寛政の洪水を教えている。安政の地震については明見村の年寄浜田万次が郡代から授与された御褒文中に「安政寅十一月五日、大地震ニ而御城下専打揃出火相成り下町不残即度津浪ニテ北下知、潮江、江ノ口、比島、新木、高須、大津下ノ村、介良、屋頭、五台山、島、垂見、葛島、大イカリニテ…」と記録され、田辺島福永家の記録によると国分川を舟で渡って「うちつけ」に上り一宮の徳谷に避難し留守番は型板を櫓に組んでその上に据っていたという。明治十一年、惣代人連署で高知県議事に提出した地租軽減の歎願書には「右該村之儀は天然の窪地多クシテ就中大津下ノ村ノ如キハ四方大川ニ接シ堤防ヲ引廻シ候無類ノ窪地ニシテ毎歳水害ニ不罹事ナシ、然ルニ昨年六月以降稲作収穫ニ際シ屢々ノ猛雨前代未聞ノ洪水ニシテ幾数度モ溢田ト相成…」とある。大正、昭和とその後も大小の水害熾むところを知らず村の発展を妨害し村政にも複雑な影響を与えたのである。



川の改修は毎年行われているが○まだ水害は去ったとはいえない○上は30年4月16日○舟入川鹿児橋附近の浸水○下は同岩崎橋の流失状況

災害との戦い



田辺島には百馬力の排水機が据わり80町歩の耕地と部落150余戸を浸水から守っている。維持費の1反歩400円と1戸100円の負担は決して軽くはない。

豪雨で記録的な被害を受けたのは大正十五年九月十七日と昭和十三年八月二十八日である。国分川国領水越から濁流が氾濫し今土居、水張、源兵衛、長場江各堤防を寸断して大津村は一面の泥海と化した。浸水二五七戸で溺死者二名をも出した。尾目地、依光、舟戸、鹿児橋等舟入川に架かる橋梁の殆んどすべてが流失した。この時の災害復旧起債理由書は「大洪水ニ依リ村費支弁ニ属スル道路、橋梁其ノ他ノ土木施設ヲ根本的ニ破壊シ且ツ乙部土木協議会支弁ニ係ル堤防用悪水路ノ如キモ亦欠潰埋没シ之等事業ノ応急乃至復旧経費莫大ニシテ本村財政現状ニ於テ負担ニ堪ヘ得ベキモ非ズ、而モ村民ハ財ヲ失ヒ家ヲ傷メ困憊ノ極ニ達シ多額ノ重税ハ到府不可能ナルハ勿論寧口此際負担ヲ軽減シ一面速カニ産ヲ興シ業ヲ奨メ其ノ窮態ヲ救済スルハ刻下ノ急務ト認ムル」と訴えている。さらにこの豪雨は後に源兵衛、水張堤防の二つの紛擾事件を惹き起すことになる。

昭和十三年八月二十九日附高知新聞は「水禍の中心地、大津村の損害八万円程度、堤防の欠潰七ヶ所」と初号大見出しで前日の豪雨禍を報じ被害の内訳は堤防の欠潰七ヶ所損害一万五千元、半壊家屋二戸、高知管林局高知貯木場の木材流失三千円、稲作浸水五十町歩損害五万円、これは布師田、岡豊の国分川堤防二十間の欠潰により生じたものであった。

これより先、昭和九年、国分川の氾濫を防除するため被害区域の岡豊、布師田、大津、高須各村は上流長岡、国府、久礼田、新改四ヶ村に国分川改修を呼びかけ「国分川改修期成同盟会」を結成、国県に向けて改修実現の猛運動を開始した。ところが南岸の脆弱を望む布師用北岸の新屋敷は石淵

に同調応援を求め昭和十年七月、「国府川改修反対同盟会」に団結し改修絶体反対を叫んだ。反対派の言分を当時の宣言、決議文により要約すると

河川ニ対シ百万ノ巨費ヲ投シ多大ノ住宅地及耕地ヲ犠牲ニ供シ改修ヲ断行セントスルハ何タル
 謬見ゾ……住民ハ皇恩ニ裕シ大平ヲ謳歌シ報恩ニ災エツツ天職ニ勤ミツ、アル今日、何ヲ苦シ
 デ国分川改修期成同盟会ヲ組織シ経済的ニ無価値ナル河川改修ヲ主張シ同胞ガ血ニ泣クモ顧ミ
 ズ……

というものであった。極論すれば北岸欠潰の危険を南岸欠潰で回避せんとする主張であった。これに対し改修期成同盟会は昭和十年七月二十九日附高知日々新聞で

それは少数策士の杞憂から成立したものである。未だ如何なる工事をするか当局でも未定であるのに反対するとは可笑しい。従来、水害を蒙りおる地方をして該難を免れしめ、且又反対部落に対しても何等危険なきようむしろ、より以上強固な堤防を以てする治水工事であるから何等反対の理由ないはず。

と反駁し、鋭く対立しはじめた。県は改修の必要は認めながらも決断を下し得なかった。たまたま、昭和十三年八月十一日、折から御来県中の澄宮殿下が一宮土佐神社に参拝されんとしたが、夜来の豪雨で国分川が氾濫したため御参拝取止めの事態が起きて県も漸やく改修を決意するに至った。しかし、改修反対派は総理、内務、大蔵各大臣にまで意見書を出し反対陳情を強行するなど執

拗に運動をつゞけ、一方期成同盟も負けてはいず度々上京して改修促進の運動を展開、両者の争はいつ果てるとも見えず、そこへ昭和二十一年十二月二十一日の南海大地震が来襲したのであった。

震災の惨状は改修反対派を沈黙せしめた。かくて改修気運は俄かに昂揚し地盤沈下復旧事業として二十二年十月遂に着工、下流葛島―砂地―田辺島―布師田を経て岡豊に至り三十年代岡豊橋まで工事は進捗した。声をあげてから実に二十年、改修期成同盟会の悲願が遂に達せられたのである。工事半ば国領水越の存廃をめぐる反対派は再び動き水越存置を策したが現実には水越は二米嵩上げされた。その後、国分川は雨期、いくたびか増水したが反対派の新屋敷地区が水魔の脅威を受けた事実は全くない。

大正十四年の豪雨は舟入川源兵衛堤（田辺島通りから新木に至る南岸堤防）を欠潰したが県の復旧工事が旧規を無視したものであるとして舟戸、北浦部落は県を相手どり昭和元年、行政訴訟を提起した。これがいわゆる「源兵衛堤防事件」である。両部落の主張は

源兵衛堤防の施設については従来、上流部落である舟戸、北浦の意見を聴き行うことになってゐる。それは舟入川の洪水時には水が自然的に源兵衛堤防を越し流れて洪水による舟戸、北浦の浸水を調整することになっている。然るにこの旧規を考慮せず堤防を嵩上げ補強したのは両部落に水害の脅威を与えるものである。

というにあった。が黒白を明らかにするは容易でなく行政裁判所は三回にわたり実地検証をした。

事件の犠牲となり公職を退くものも出たし、繫争中はもちろん堤防に手をふれることができず荒れ放題であった。これも争うこと二十年、最後に調停案として「舟戸橋から下流高須山の松の木を見透して川幅を拡張しては……」との意見が双方に示され協議に入った。南海大地震前のことである。地震は一瞬にして堤防という堤防をことごとく引き裂いた。もとより源兵衛堤も例外であることはできなかった。高潮と斗いながら取敢えず応急修理が施こされ、昭和二十三年、調停者の意見を加味した河身の巾員拡張を伴うて本格的な地盤沈下復旧工事が実施され漸やく事件は落着いた。

水張堤防問題は、大正十四年の国分川氾濫により惹起されたもの、昭和八年の争い、南海震災復旧工事に係る事件の三つある。

この堤防は舟入川鹿兒橋から田辺島部落に至る堤防で、国分川、舟入川の氾濫時には堤防表の田辺島部落にとっては生命線となる反面、堤防裏の北浦、舟戸部落には湛水害の脅威を与える両者の利害全く相反した宿命の堤防であった。だから復旧工事を好機として田辺島側はより強固にせんと計る一方ではさうはさせまいと劃策し互に対立、抗争をくり返したわけである。大正の紛争では結局、堤防嵩上げにはふれず内腹に道路をつけ交通と補強に充てることとしてケリがついたが昭和八年のトラブルには知事が調停に乗り出し旧規を調べて標準石を置き和解、震災復旧工事に係る事件は刑事問題にまで発展し、工費を融通した大津村農業協同組合が閉鎖の危機に陥ちたこともあった。思うに水張堤防問題は新田田辺島丸八十余町歩の開発によって水害範囲がより拡大したために

生じた水防問題と見るべきものであるが大津村の水害史はこゝで道路、鉄道の発達が更に水害を誘うという次の時代へ移るのである。

鉄道問題は、大正十二年七月に惹起された。これは盛土により新たに起るであろう湛水害を懼れることであつた。事実、局部的には水害の可能性が拡大された。この二つの問題に関しては上ノ村（長崎、関）と下ノ村（北浦、舟戸、鹿兒、田辺島）の利害が相反したが、結論として鉄道については、村議会は水害の状況を説明した次の訴願書を鉄道大臣に提出し建設予定線の変更を訴えた。

訴願書

訴願人 高知県長岡郡大津村長 西内 英
被訴願人 鉄道大臣伯爵 大木 遠吉

不服の要点

鉄道大臣ハ高知県高知市ヨリ同山田町ニ至ル鉄道路線ノ間大津村ヲ経過スル部分ハ布師田字新屋敷ヨリ特ニ南ニ迂回シ国分川ヲ渡リ大津村今土居堤防ヲ横断シ東ニ延ビ更ニ同堤防ノ水越ヲ北ニ横切り大津村関ノ元ニ達スル路線ニ決定セラレタル由ヲ以テ之レカ敷地買収ニ関スル事項ヲ長岡郡長ヲ介シ訴願人ニ示談セラレタルモ該路線ハ多大ノ水害アル工事ニ付大津村ハ之ニ服従スルコト得ズ依テ訴願法ノ規定ニ依リ村会ノ議決ヲ経茲ニ訴願ヲ提起ス

理由

一、這面布設セラルヘキ鐵道ハ布師田村字新屋敷ヨリ大津村字菱池喩ニ鉄橋ヲ架設スル由ナルモ大津村ノ地勢ハ底窪地ニシテ東南ヨリノ舟入川及妙見川ノ流レヲ受ケ北ニ国分川ヲ控ヘ洪水ノ際ハ国分川ノ南岸字国領ニ於テ対岸ノ關係上破壊スヘキ設備ナル水越ノ水ト混同シテ洪水ノ程度ニ從ヒ或ル時ハ其ノ幾分ノ水ハ舟入川ノ流レニ從ヒ高須村方面ニ注クヘキモ重ニ岡豊、布師田、大津三ヶ村間ニ於ケル各部落ノ耕地ヲ氾濫シツ、布師田村ト大津村ノ境界ニ当ル字菱池喩ニ於テ国分川ノ下流ニ集注セラレモノナレバ此所ニ鉄橋ヲ架スルハ大ニ排水ヲ阻止スヘシ

二、高知鐵道建設事務所長ハ排水ヲ阻止セザル設計ヲ為スト云フト雖同所ハ前述ノ如ク広漠タル約三百余町歩ノ田野ノ排水要路ニシテ現ニ南北ノ距離二百有余間ニ亘ルモノナレハ如何ニ巧妙ナル設備ヲ為スモ到底從前ノ如キ排水ヲ為スノ不可能ナルコト想像ニ難カラス。排水ノ支障ヲ生スル時ハ耕地ノ被害ハ勿論今土居堤防欠潰センカ下流ノ人家ハ軒ヲ浸スニ至ルヘク其ノ慘害甚大ナルコト既住ノ實歴ニ照シ明ナリ

三、若シ仮ニ建設事務所長ノ謂フ如ク鉄橋ニシテ完全ニ排水ヲ為シ得ルモノトセハ同所長カ曾テ測量シタル里程短クシテ且体裁佳良ナル北線即布師田村字川原島ヲ經テ真直線ニ大津村字関ノ元ニ達スル路線ノ西部川原島ニ鉄橋ヲ架スルノ設計ヲ立テサカルカ、該路線ハ地盤高クシテ洪水区域狹隘ナルヲ以テ所々ニ水抜工事ヲ施セル全然水害ナキ道路ナルニモ拘ラズ殊更底地ニシテ水害多ク屈曲シテ体裁不良ナルノミナラズ巨多ノ耕地ヲ蹂躪シ且工事費多額ヲ要スル迂回線

セラレタルハ何等ノ理由ニ如クモノナルカ、是レ全ク不当ノ処分ニシテ大津村ノ了解ニ苦ミ服從シ能ハザル処ナリ

四、要スルニ鐵道路線ノ撰択ハ水害上大ニ注意ヲ払ハサルヲ得サルヘク元国分川南岸堤防ノ修築保存ハ岡豊村外三ヶ村ノ組合事業ニシテ国領ノ水越ニ関シテハ対岸トノ爭議絶エサルノミナラス洪水毎ニ其修膳費用多額ニ昇ルヲ以テ河川ノ改修ハ多年ノ懸案ナリシ処該河川ハ県ノ管理ニ屬セラレタルヲ以県ニ於テハ改修ノ必要ヲ痛切ニ感セラレタルナラム、サレハ早晚之レカ実現スヘキコトハ疑ヲ容レサルナリ然リ而テ其ノ改修ノ晷ニハ北線鐵道ハ極メテ堅牢ニシテ且完全ナルコトハ更ニ喋々ヲ要セザルナリ

五、鐵道ノ布設ハ國家百年ノ長計ナレハ既往将来ニ鑑ミ当該地方ノ実況ニ於テ早晚起ラサルヲ得サル事業等ヲモ參酌セラレ國家人民ノ為メ違算ナキヲ期セザルヲ得サルモノト思考ス

要 求

如上ノ理由ナルニ依リ予定ノ路線ヲ取消シ布師田村川原島ヨリ大津村字関ノ元ニ達スル路線ニ變更相成度候也

大正十二年七月二十四日

右 高知県長岡郡大津村長 西 内 英 國

鐵道大臣伯爵 大木遠吉殿

大正十二年七月二十三日 提出

高知県長岡郡大津村長 西 内 英 印

この訴願は後に却下され線路は予定通り敷かれ大正十四年十二月五日の開通を迎えるのであるが開通に先ちこんどは大津駅の設置を当局に歎願しなければならぬ破目に落ち時の村長山崎太郎、元村長山地悦弥が上京陳情、やうやく請願の小駅設置が決まるのである。

以上のように年々歳々発生する水害とその水害に原因する幾多の紛擾事件がともに幹線国分川と支線舟入川の氾濫に起因することが明らかであるに拘らず何ゆえ適切な措置が執られなかったかの疑問に答えるためには一応、治水方式とそれに基く水防理念の変遷を回顧しなければならぬ。

国分川には廿枝五本に霞堤がある。堤防に切れ目をつくり、洪水がある水位以上になると水がその切れ目から川の外え流れ出るようにしたものである。耕地の拡張と治水の相反する二つの要求から農民自身の手になる施設だとも伝えられる。下流岡豊村中島には国領水越がある。越流堤、乗越堤ともいわれる。これは堤防のある個所を他よりも若干低くし、洪水の際には水がその部分を乗り越えて溢れ出るように工夫したものである。水越の下手に水防林を設け水を野放しにせず水勢を落して静かに氾濫、濾化せしめる作用を持たしたので耕地には泥水による客土の役割をも果たしたといわれる。

国領の南方千米を東西に横わる今土居堤防は国分川と菱池川の合流点を起点とし北浦の村道依光線の上中村川原で終っているが、これが不連続堤と呼ばれる藩政時代の治水方式の一特長で、川身に沿い全面的に堤防を築くのではなくて水害防禦上、最も重要と思われる個所にだけ築堤した拠点的堤防である。この堤防の末端は水越であるがこれと同様の水越が舟入川尾目地北岸、源兵衛堤にもあった。

これら霞堤、水越、不連続堤の諸施設は多少の氾濫は已むを得ないという治水理念に基くものであるが、これはまた、土木技術、資材の未発達にも依る。治水器具が石材、木竹材から鉄材、セメントと発達するにつれて治水技術も著しく進歩発達し遂には堤防外えは一滴の水もこぼさないとの水防理念が形成されるが、源兵衛堤防、国領水越の紛争はこの新、旧治水理念の相剋摩擦と解すべく昭和二十六年、南北用水路の改修計画の如きは両者の対立激しく遂には挫折し難治村大津の悪名を天下にさらしたものであった。しかしながら、時代の変遷は関係住民間に近代治水技術への信頼感を昂め、より科学的な、より強固な治水施設への希望を抱きながら、舟入川、国分川の大改修工事を押し進めたのであった。

舟入川は昭和二十三年度着工、一時、中断されたが三十二年度には国東の村境まで一応工事を終るし国分川は岡豊橋附近まで改修が進捗した。

かくして積年の水害は今や殆んどそのあとを断つに至ったが、これまでの改修工事にも抱らず舟入川、国分川の断面不足がなおも指適され、廿枝五本の霞堤は未だ改まらず、国領及び鉄橋裏越流

堤が残置されている事実は今後、この村の水防上特に注目すべき点であろう。